

三鷹市生活応援手当支給条例

(目的)

第1条 この条例は、税制改正に伴い個人の市民税の非課税の範囲から年齢65歳以上の者が除かれたことによる影響を緩和するため、三鷹市生活応援手当（以下「手当」という。）を支給することにより、市民生活を支援するとともに福祉の向上を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 手当の支給を申請できる者は、当該年度の初日の属する年の1月1日において年齢65歳以上である者で、同日から引き続き三鷹市の区域内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の初日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が125万円を超える者は、手当の支給を申請できないものとする。

(支給額)

第3条 手当の額は、1人当たり年額1万2,000円とする。

(申請及び通知)

第4条 手当の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、手当の支給の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(返還)

第5条 偽りその他不正の手段により、手当の支給を受けた者があるときは、市長は、その者に既に支給した手当の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例は、平成20年1月1日以後第2条第1項の支給要件に該当する者について適用する。

提案理由

市民生活を支援するとともに福祉の向上を図ることを目的として、三鷹市生活応援手当を支給するため、本案を提出します。